

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.98」に改める。

第5条中「25,000円」を「25,800円」に改める。

第6条第1号中「30,200円」を「30,100円」に改め、同条第2号中「15,100円」を「15,050円」に改め、同条第3号中「22,650円」を「22,575円」に改める。

第7条中「100分の2.3」を「100分の2.36」に改める。

第9条中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第10条第1号中「8,200円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,150円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,225円」に改める。

第11条中「100分の1.5」を「100分の1.59」に改める。

第26条第1項第1号ア中「17,500円」を「18,060円」に改め、同号イ(ア)中「21,140円」を「21,070円」に改め、同号イ(イ)中「10,570円」を「10,535円」に改め、同号イ(ウ)中「15,855円」を「15,803円」に改め、同号ウ中「5,180円」を「5,390円」に改め、同号エ(ア)中「5,740円」を「5,810円」に改め、同号エ(イ)中「2,870円」を「2,905円」に改め、同号エ(ウ)中「4,305円」を「4,358円」に改め、同項第2号ア中「12,500円」を「12,900円」に改め、同号イ(ア)中「15,100円」を「15,050円」に改め、同号イ(イ)中「7,550円」を「7,525円」に改め、同号イ(ウ)中「11,325円」を「11,288円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「3,850円」に改め、同号エ(ア)中「4,100円」を「4,150円」に改め、同号エ(イ)中「2,050円」を「2,075円」に改め、同号エ(ウ)中「3,075円」を「3,113円」に改め、同項第3号ア中「5,000円」を「5,160円」に改め、同号イ(ア)中「6,040円」を「6,020円」に改め、同号イ(イ)中「3,020円」を「3,010円」に改め、同号イ(ウ)中「4,530円」を「4,515円」に改め、同号ウ中「1,480円」を「1,540円」に改め、同号エ(ア)中「1,640円」を「1,660円」に改め、同号エ(イ)中「820円」を「830円」に改め、同号エ(ウ)中「1,230円」を「1,245円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,750円」を「3,870円」に改め、同号イ中「6,250円」を「6,450円」に改め、同

号ウ中「10,000円」を「10,320円」に改め、同号エ中「12,500円」を「12,900円」に改め、同項第2号ア中「1,110円」を「1,155円」に改め、同号イ中「1,850円」を「1,925円」に改め、同号ウ中「2,960円」を「3,080円」に改め、同号エ中「3,700円」を「3,850円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。